# 県土整備部建設工事請負等業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県土整備部が施行する建設工事の請負及び建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託(以下「建設工事等」という。)並びに建設工事に係るものを除く業務委託及び物品購入等(以下「業務委託等」という。)に係る業者の適正な選定等に関し、必要な事項を定める。

## (委員会の設置)

第2条 業者の適正な選定を行う等、前条の目的を達するため、県土整備部に建設 工事請負等業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (所掌事項)

- 第3条 委員会が所掌する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 次に掲げる建設工事等の随意契約に係る見積依頼業者の選定
    - ア 執行予定額が2億円以上の建設工事の請負
    - イ 執行予定額が2千万円以上の建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の 委託
  - (2) 執行予定額が埼玉県財務規則別表第2の「決裁区分」欄の課長又は所長の欄に記載された金額を超える業務委託等の指名業者及び見積依頼業者の選定並びに入札参加条件の設定。ただし、第10条に基づき委員会が定める案件については、この限りでない。
  - (3) 埼玉県建設工事請負等業者選定委員会及び県土整備部各発注課所の業者 選定委員会が所掌する事項以外で、委員長が特に必要と認めた事項
  - (4) 埼玉県談合情報等対応要領に定める公正入札調査委員会の事務

(組織)

- 第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織し、それぞれ別 表に掲げる職にある者をこれに充てる。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長のうち提案事案を担任する者がその職務を代行する。

#### (運営)

- 第5条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員の代理の者が、会議に出席することはできない。

# (関係職員の出席)

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、 その説明又は意見を聞くことができる。

## (秘密の保持等)

第7条 委員会は、目的を達成するため、公正にその任務を行うとともに、秘密を 厳守しなければならない。 (事務局)

第8条 委員会の事務局は、県土整備政策課に置く。

(本庁各課及び地域機関の委員会の組織等)

第9条 本庁各課及び地域機関における委員会の組織及び運営については、別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 土木部工事請負指名業者選定委員会設置要綱及び住宅都市部工事請負等指名 業者選定委員会要綱は、平成13年3月31日をもって廃止する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

| 委 員 | 長 | 県土整備部長  |
|-----|---|---|
| 副委員 | 長 | 副部長(2)  |
| 委   | 員 | 県土整備政策課長<br>県土整備政策課 政策幹<br>建設管理課長<br>道路街路課長<br>道路環境課長<br>河川砂防課長<br>河川環境課長 |